

柏市立第六小学校PTA規約細則改正(案)について

※ _____部分が、改正箇所です。

[規 約]

【新】

< 第八章 組織と活動 >

5. 六小サポーター

- ・六小サポーターは、本会、学校及び地域の活動についてサポートをすることを目的とし、本部役員、会計監査、各専門部員、外部役員、教職員会員を除く本会全会員にて構成される。なお、特別委員会が設置された場合は、当該委員は六小サポーターの構成員から除外される。
- ・六小サポーターは六小サポーター運営部が統括し、年度はじめに提示されたサポート項目に基づき、構成員は適宜担当する。

第19条 役員会は、定員の3分の2をもって成立する。

第20条 役員会及び役員の任期は1ヶ年とし、再任することができる。

第21条 校長は必要に応じて、各会議に出席して意見を述べることができる。

第22条 本部役員は学校行事の運営補助を行い、その行事に出席する際は、必要に応じて優先席(本部席)を確保することができる。

< 第九章 総 則 >

第23条 会長は役員会の議決を経て、この規約に反しない限りにおいて、その細則を定めることができる。

第24条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし改定案の提出については、総会の前に全員に通知しなければならない。

第25条 総会、役員会の出席は、委任状をもって変えることができる。

< 第十章 付 則 >

第十章 付 則

第26条 この会則は昭和39年5月27日より実施する。

【旧】柏市立柏第六小学校PTA規約

< 第一章 名 称・所在地 >

第1条 本会は柏市立柏第六小学校PTAと称し、所在地を柏市豊四季台4丁目2-1におく。

< 第二章 目的及び活動 >

第2条 本会は保護者と教師が協力し、家庭と学校と社会における児童の幸福を図ることを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を遂げるため次の活動をする。

1. 民主的教育の理解と推進に努める。
2. よい保護者、よい教師となるように努める。
3. 家庭と学校との緊密な連絡によって、児童の健全な心身の発達を図る。
4. 児童の生活環境をよくする。

< 第三章 方 針 >

第4条 本会は教育を本旨とする民主団体として、次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体、及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教に偏る事なく、また専ら営利を目的とするようなことは行わない。
3. 本会は特定の政治及び宗教活動、またはそれに準じる活動は行わない。
4. 本会は公私の選挙において、本会名及び本会の役員名で候補者の推薦及び支持は行わない。
5. 学校人事その他管理に干渉しない。

< 第四章 会 則 >

第5条 本会は下記1. 2. の会員で組織される。また、脱会、再入会の自由は保障される。

1. 柏第六小学校に在学する児童の保護者、又はこれに代わる人
2. 柏第六小学校に勤務する教職員
3. 脱会届はPTA会長宛に提出し、役員会で受理される。
一度脱会した者でも、PTA会長宛に入会届を提出し、役員会で受理されれば再入会することができる。
4. 本会は任意加入である。

< 第五章 会 計 >

第6条 本会の経費は、会費その他の収入をもって支出する。第

7条 本会の会費は、一世帯につき月額250円とする。

第8条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌3月31日迄とし、当該会計年度中に2回の会計監査を受けるものとする。

< 第六章 本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部 >

第9条 本会は下記の本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部をおく。

・本部役員

会 長 1名

副 会 長 4名又は5名(1名は教職員会員より選出) 副
会 長[市P連担当副会長] 1名(市P連担当年度のみ、本部
副会長による兼任可能とする。)

書 記 2名

会 計 3名 (1名は教職員会員より選出)

・会計監査 2名

・子育て支援部 6名

・六小サポーター運営部 6名

第10条 本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部は総会において承認され、本部役員の任期は年度初めの総会から翌年の総会までの原則2年だが再任することができる。会計監査は任期を1年、子育て支援部及び六小サポーター運営部は任期を2年とするが、再任できる。

第11条 本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部の選出は次の通り行う。

1. 本会に選考委員会をおく。
2. 選考委員会は、会長、副会長、書記、会計、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部、外部役員について候補者を選考し、これを総会予定日の少なくとも10日前までに通知する。
3. 選出された本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部は総会において承認を得て決定する。
4. この場合、その氏名は発表前に被選考者の同意を得ておくものとする。

第12条 本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部の任務は次の通りである。

1. 会長は本会を代表して総会及び役員会を招集し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは代理を務める。
3. 書記は総会並びに役員会の議事を正確に記録し、会合の通知を発送する。
4. 会計は金銭の収支にあたり、監査を経て年間収支決算を総会に報告する。
5. 会計監査はその年度の会計について監査し、総会において監査結果を報告する。
6. 子育て支援部は学校、地域、行政と連携して、子育てに関わる事を企画、運営、実施する。
7. 六小サポーター運営部は、専門部等ならびに学校、地域と連携して、六小サポーターに関わる事を統括し、企画、運営、実施する。

< 第七章 総 会 >

第13条 定期総会は年に1回、年度初めに開かれる。総会は事業報告の承認、事業計画及び予算の審議、役員の承認、規程改正その他重要事項に関する審議並びに承認を行う。

第14条 臨時総会は役員会が必要と認めたとき、または会員の5分の1以上の要求があったとき開かれる。

第15条 総会は会員の3分の1出席をもって成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

< 第八章 組織と活動 >

第16条 会務を遂行するため次の役員会、委員会、専門部会、六小サポーターを設置する。構成及び任務は次の通りである。

1. 役 員 会

・役員会は会長、副会長、書記、会計、校長、教頭で構成し、次のことを行う。
年度初め及び年度末には、各部長も構成員となる。

- (1) 総会の開催及びこれに提出する議案の審議
- (2) 予算案及び決算書の作成
- (3) 学年部及び各専門部の連絡調整
- (4) 細則の起案

- (5) 対外行事及び研修に関すること
- (6) 緊急事項の処理と報告
- (7) 慶弔に関すること

2. 学年役員

- (1) 学年役員は各学年を単位とする。
- (2) 学年役員は、各学年より選出された学年委員、副学年委員及び学年担任で構成し、学年PTAの運営にあたる。
- (3) 学年委員は選考委員を兼ねるものとし、校外生活部の委員は、副学年委員を兼ねる。

3. 学年部(学年委員会)

- (1) 学年部は、各学級から選出された学級委員長で構成される。
- (2) 学年委員会は、各学年の学級委員長全員と担当学年教師で構成し、学年PTAの運営にあたる。
- (3) 学年部は、学年PTA間の連絡調整や学級及び学年PTAにおける諸問題を検討し、役員会にはかる。
- (4) 学年委員長は、各学年における学級委員長の互選とし、学年部長は原則2年から5年の学年委員長の互選とする。ただし、学年部長の互選において、1年及び6年の学年委員長にひまわり・わかば学級を除く他学年に児童が在籍する場合は、互選の対象とする。なお、学年委員長は役員会の委員を兼ねる。
- (5) 学年副部長は、学年部長に互選された学年委員長を除く学年委員長の互選とする。

4. 専 門 部

- ・本会に下記の専門部を置く。
- ・校外生活部の部長は、原則2年から5年の各学年から選出された部員の中から互選する。ただし、校外生活部の部長の互選において、1年及び6年の各学年から選出された部員に、ひまわり・わかば学級を除く他学年に児童が在籍する場合は、互選の対象とする。
- ・ひまわり・わかば学級は校外生活部の部長の互選対象外とするが、自薦がある場合はその限りではない。
- ・副部長は、校外生活部の部長に互選された部員を除く各学年から選出された部員の中から互選する。
- ・各専門部は顧問を置くことができる。

(1) 校外生活部

- ・児童の校外生活に関すること
- ・地域の行事や事業に関すること
- ・学校行事の協力に関すること

(2) 選考委員会

- ・会員の中からの本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポーター運営部、青少年相談員、少年補導委員の選出選考に関すること

(3) 子育て支援部

- ・第12条第6項に定められた任務に関すること

(4) 六小サポーター運営部

- ・第12条第7項に定められた任務に関すること

5. 六小サポーター

- ・六小サポーターは、本会、学校及び地域の活動についてサポートをすることを目的とし、本部役員、会計監査、各専門部員、外部役員、教職員会員を除く本会全会員にて構成される。なお、特別委員会が設置された場合は、当該委員は六小サポーターの構成員から除外される。

- ・六小センターは六小センター運営部が統括し、年度はじめに提示されたサポート項目に関し、構成員は年度において1回以上を担当する。

6. 外部役員

- ・外部から任命された下記の職務について、本会の役員とみなす。
 - (1) 柏市PTA連絡協議会本部役員（任期1年）
 - (2) 青少年相談員（任期3年）
 - (3) 少年補導委員（任期2年）
 - (4) 柏市第三地区青少年健全育成推進協議会 役員（任期1年）

第17条 学年部、各専門部会の計画に関して重要な事項については、役員会の審議を経なければならぬ。

第18条 本会におけるサークル活動について、以下の通り定める。

1. 本会会員が、本会においてサークル活動等を行おうとする場合は、役員会に申請の上、役員会の審議及び承認を得たのち、活動を行うことができる。
2. 本条第1項にて承認を得たサークルは、細則に定められた規定を順守しなければならない。
3. 本条第1項にて承認を得たサークルが次の事項のいずれかに該当すると役員会の過半数が認めた場合は、役員会はその承認を取り消すことができる。
 - (1)役員会に申請した内容と異なる活動が認められた場合
 - (2)活動の実態が確認できない場合
 - (3)細則に定められた規定に違反が認められた場合
 - (4)サークル構成員に本会会員が不在となった場合
 - (5)その他承認サークルとして不適であると認められる場合

第19条 役員会は、定員の3分の2をもって成立する。

第20条 役員会及び役員の任期は1ヶ年とし、再任することができる。

第21条 校長は必要に応じて、各会議に出席して意見を述べることができる。

< 第九章 総 則 >

第22条 会長は役員会の議決を経て、この規約に反しない限りにおいて、その細則を定めることができる。

第23条 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。ただし改定案の提出については、総会の前に全員に通知しなければならない。

第24条 総会、役員会の出席は、委任状をもって変えることができる。

< 第十章 付 則 >

第十章 付 則

第25条 この会則は昭和39年5月27日より実施する。

【新】

第 1 回規約改正	昭和 42 年 4 月 22 日	第 2 回規約改正	昭和 44 年 4 月 28 日
第 3 回規約改正	昭和 47 年 5 月 10 日	第 4 回規約改正	昭和 49 年 3 月 11 日
細則(第六章 11 条)新設	昭和 50 年 2 月 19 日	第 5 回規約改正	昭和 52 年 4 月 1 日
第 6 回規約改正	昭和 57 年 4 月 24 日	第 7 回規約改正	昭和 59 年 5 月 12 日
第 8 回規約改正	昭和 61 年 5 月 10 日	第 9 回規約改正	昭和 62 年 4 月 25 日
第 10 回規約改正	昭和 63 年 4 月 23 日	第 11 回規約改正	平成 2 年 4 月 21 日
第 12 回規約改正	平成 2 年 10 月 6 日	第 13 回規約改正	平成 3 年 4 月 20 日
第 14 回規約改正	平成 6 年 4 月 23 日	第 15 回規約改正	平成 12 年 3 月 4 日
第 16 回規約改正	平成 16 年 4 月 21 日	第 17 回規約改正	平成 18 年 4 月 27 日
第 18 回規約改正	平成 19 年 4 月 23 日	第 19 回細則改正	平成 20 年 4 月 16 日
第 20 回細則改正	平成 22 年 4 月 19 日	第 21 回規約細則改正	平成 24 年 4 月 20 日
第 22 回規約細則改正	平成 25 年 4 月 19 日	第 23 回規約細則改正	平成 26 年 4 月 18 日
第 24 回規約細則改正	平成 27 年 4 月 17 日	第 25 回規約細則改正	平成 28 年 4 月 18 日
第 26 回規約細則改正	平成 29 年 4 月 24 日	第 27 回規約改正	平成 30 年 4 月 27 日
第 28 回規約細則改正	平成 31 年 4 月 22 日	第 29 回規約細則改正	令和 2 年 5 月 28 日
第 30 回規約細則改正	令和 3 年 4 月 23 日	第 31 回規約細則改正	令和 4 年 4 月 22 日
第 32 回規約細則改正	令和 5 年 4 月 24 日	第 33 回規約細則改正	令和 5 年 9 月 4 日
第 34 回規約細則改正	令和 7 年 月 日		

【旧】

第 1 回規約改正	昭和 42 年 4 月 22 日	第 2 回規約改正	昭和 44 年 4 月 28 日
第 3 回規約改正	昭和 47 年 5 月 10 日	第 4 回規約改正	昭和 49 年 3 月 11 日
細則(第六章 11 条)新設	昭和 50 年 2 月 19 日	第 5 回規約改正	昭和 52 年 4 月 1 日
第 6 回規約改正	昭和 57 年 4 月 24 日	第 7 回規約改正	昭和 59 年 5 月 12 日
第 8 回規約改正	昭和 61 年 5 月 10 日	第 9 回規約改正	昭和 62 年 4 月 25 日
第 10 回規約改正	昭和 63 年 4 月 23 日	第 11 回規約改正	平成 2 年 4 月 21 日
第 12 回規約改正	平成 2 年 10 月 6 日	第 13 回規約改正	平成 3 年 4 月 20 日
第 14 回規約改正	平成 6 年 4 月 23 日	第 15 回規約改正	平成 12 年 3 月 4 日
第 16 回規約改正	平成 16 年 4 月 21 日	第 17 回規約改正	平成 18 年 4 月 27 日
第 18 回規約改正	平成 19 年 4 月 23 日	第 19 回細則改正	平成 20 年 4 月 16 日
第 20 回細則改正	平成 22 年 4 月 19 日	第 21 回規約細則改正	平成 24 年 4 月 20 日
第 22 回規約細則改正	平成 25 年 4 月 19 日	第 23 回規約細則改正	平成 26 年 4 月 18 日
第 24 回規約細則改正	平成 27 年 4 月 17 日	第 25 回規約細則改正	平成 28 年 4 月 18 日
第 26 回規約細則改正	平成 29 年 4 月 24 日	第 27 回規約改正	平成 30 年 4 月 27 日
第 28 回規約細則改正	平成 31 年 4 月 22 日	第 29 回規約細則改正	令和 2 年 5 月 28 日
第 30 回規約細則改正	令和 3 年 4 月 23 日	第 31 回規約細則改正	令和 4 年 4 月 22 日
第 32 回規約細則改正	令和 5 年 4 月 24 日	第 33 回規約細則改正	令和 5 年 9 月 4 日

細 則

第五章 第8条

会計

(1) 領収書、金銭出納帳に記入の上、整理して年2回(半期に1回)の会計監査を受ける。

(2) 慶弔見舞金

[慶の場合]

* 学校職員の結婚・出産時…3,000円

[弔の場合]

* 学校職員とその配偶者及び両親…3,000円

* PTA会員と在校児童…3,000円

[見舞金の場合]

* 学校職員の長期見舞い金(1ヶ月以上)…3,000円

[その他]

* 会長が認めた場合

(3) 交通費は実費を支払う。

第六章 第11条第1項

1. 本部役員、会計監査、子育て支援部、六小サポートー運営部、学年役員、外部役員(青少年相談員、少年補導委員、青少協役員、市P連副会長)の選考に関する一切の事務を処理するため、選考委員会を置く。
2. 選考委員会は、本部役員2名、教職員会員代表1名、全学年委員(1~6年、ひまわり・わかば学級より互選された学年部員によって構成される。
3. 選考委員長は、選考委員のうち原則1年から5年までの学年委員から互選することとし、副選考委員長は、選考委員のうち全学年委員から互選する。
4. 選考委員であっても、公平な選考を経て選考対象役員候補者となることが可能であり、任務を遂行することができる。
5. 選考委員の任務は、推薦された選考対象役員候補者が総会で了承されたとき完了する。ただし、外部役員については各々の機関の承認に委ねる。

第八章 第16条第2項

・学年役員に選出される人数は次の通りとする。

* 各学年

学年部(学年委員) 2名(選考委員を兼ねる)

校外生活部(副学年委員) 4名

第八章 第18条第2項

本会においてサークル活動等の承認を役員会に申請する際は、指定のサークル活動承認申請書及びサークル概要書を役員会に提出しなくてはならない。なお、承認を得たサークル(以下、承認サークルという。)は、サークル活動承認申請書に定められた誓約書に基づき、次の項目を順守しなければならない。

1. 本会会員や児童及び柏第六小学校(以下「学校」という。)に有益となる様な活動を行うと共に、本会や学校の運営等に支障となる活動は行ってはならない。
2. 本会規約を尊重すると共に、本会承認サークルに関する規定(承認後の規約改定や新規制定等

を含む。)について、順守しなくてはならない。

3. 本会規約に基づき、特定の政治活動(選挙活動等を含む)や宗教活動等を行うことはできない。
4. 承認を得た際の申請内容(活動内容や代表者等)に変更があった場合は、速やかに役員会まで指定の変更届を提出しなくてはならない。
5. 本会から助成金を受けるには、金額と使用用途を役員会に申請し、審議の上、承認される。
6. 承認サークルは毎年2月末日迄に、役員会に出席し、指定の活動報告書を会長まで提出の上、年度ごとの活動状況を報告しなくてはならない。また、本会から助成金等を受けた場合は、併せて収支報告書を提出しなくてはならない。
7. 学校内にて印刷物を配付する場合は、当該印刷物の原則右上に本会から指定された承認番号を記載した上で、内容等について学校側の許可を得た後に、代表者の責任に置いて配付するものとする。
8. 承認サークルは自らの責任において活動し、本会及び学校に対して迷惑を掛けてはならない。

<条文以上>

